



米原市

ファミリー・サポート・センター  
のご案内

## ファミリー・サポート・センターとは？

地域での子育て支え合活動をお手伝いする  
ところですよ。

例えば…



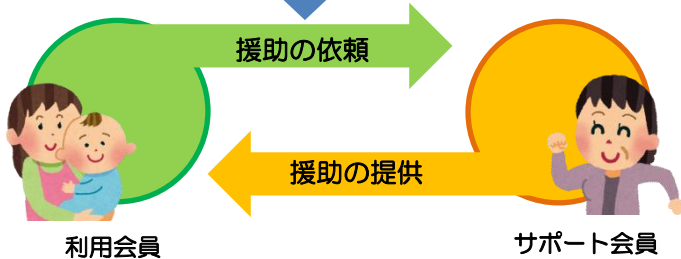
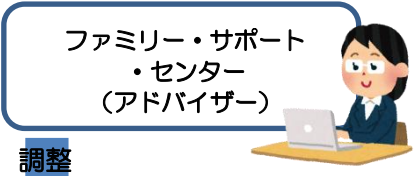
急な冠婚葬祭のあ  
いだ預かる



保護者が病気で  
通院するあいだ預かる

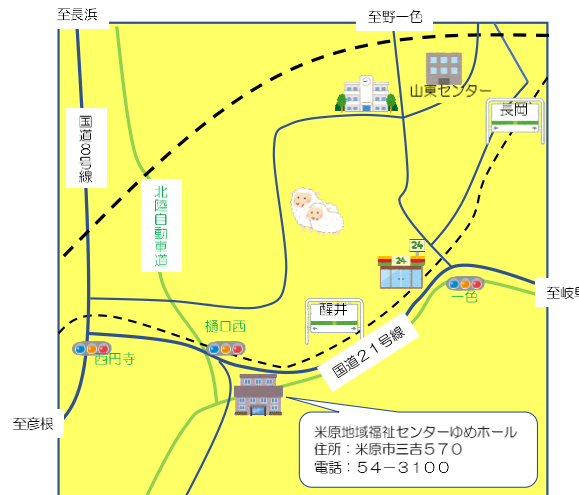
## 会員同士で支え合うしくみです。

育児の援助を受けたい人  
と行いたい人が会員となり、  
ファミリー・サポート・センター  
が仲介して、会員同士が  
支え合います。



## ファミリー・サポート・センターの業務

- ①会員の募集、登録その他会員組織業務
- ②会員同士の相互援助活動の調整など
- ③会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- ④会員同士の交流と情報交換のための交流会の実施
- ⑤保育所や医療機関など子育て支援機関施設・事業との連絡調整



## 米原市ファミリー・サポート・センター

事務局：社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

住所：米原市三吉570番地

(米原地域福祉福祉センターゆめホール内)

電話：54-3100

FAX：54-3115

E-mail：sasaesai@maibara-shakyo.or.jp

# ファミリー・サポート・センターのしくみ

## ①会員登録



**利用会員  
Aさん**  
育児の援助を受けたい人



**サポート会員  
Bさん**  
育児の援助を行いたい方

会員登録

サポート会員に資格は不要ですが、活動に必要な講習を受講していただきます。

会員登録

サポート会員の紹介申込み

講習会の受講

## ②援助活動の依頼・実施



**米原市ファミリー・サポート・センター**  
(アドバイザー)

Bさんの紹介

Aさん援助の打診

利用会員・サポート会員の事前打ち合わせ

アドバイザーが利用会員とサポート会員の仲介・紹介をします。

## ③活動費



援助の依頼

援助活動を実施



サポート会員へ料金の支払い

報酬の支払い

ファミサポへの活動報告書の作成

利用会員からサポート会員へ直接利用料を支払います。

## 報酬について

ファミリー・サポート・センター事業は、有償によるボランティア活動です。サポート会員には活動後、下記の表を基準に利用会員から報酬を受け取っていただきます。

- 平日（月～金）  
7：00～19：00 … 350 円/30 分  
上記以外の時間 … 400 円/30 分
- 休日（土、日、祝日）  
7：00～19：00 … 400 円/30 分  
上記以外の時間 … 450 円/30 分
- 年末年始  
要相談 … 500 円/30 分

## その他

- ①病気のお子さんの預かり、宿泊の預かりはありません。
- ②預かりの場合、原則はサポート会員の家庭でお願いします。
- ③預かるお子さんは、生後6か月から小学校6年生までのお子さんです。
- ④サポート会員は、子どもの発達や救急救命などの講習会を受けていただきます。
- ⑤センターでは、万が一の事故に備え補償保険に加入します。